

議題 1 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 6 号))

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により知事から意見を求められた令和 6 年 9 月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第 5 条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第 7 条第 2 項に基づき承認する。

令和 6 年 9 月 20 日

大阪府教育委員会

○予算案

- 1 令和 6 年度大阪府一般会計補正予算 (第 2 号) の件 (教育委員会関係部分)

○事件議決案

- 1 工事請負契約締結の件 (大阪府立体育会館電気設備改修工事)
- 2 工事請負契約変更の件 (大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事)
- 3 大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

○条例案

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件
- 2 大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例の件
- 3 大阪府立学校条例の一部を改正する条例の件
- 4 大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

<参考>

○大阪府教育委員会事務決裁規則

(事務の専決及び代決)

第 5 条 第 3 条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第 7 条 (略)

2 第 5 条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

教育庁 令和6年度一般会計補正予算案（第2号）の概要

一般会計	補正予算案額	5,204万7千円
	現計予算額	5,646億4,115万5千円
	補正後予算案額	5,646億9,320万2千円

〔 一 般 会 計 〕

上段 令和6年度補正予算案額

中段 令和6年度現計予算額

下段 令和6年度補正後予算案額

事業名	事業費	事業内容の説明
2025年日本国際博覧会 児童・生徒招待事業費	5,204万7千円 1億1,030万4千円 1億6,235万1千円	<p>大阪・関西万博は「全ての行程が時間予約制」「会場やパビリオンへの入場は全てQRコードで管理」等という特徴があり、通常行っている校外学習に比べて引率の難易度が高いことから、市町村教育委員会等より安全・安心な校外学習の実現を求められている。</p> <p>一人でも多くの子どもたちに実りある体験をしてもらうため、安全・安心な校外学習の実現に向けた対策を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○入場チケット購入費用(印刷・発送費用含む):1,301,359千円 【令和6年度:34,219千円、令和7年度:1,267,140千円】 ○緊急相談窓口設置業務委託:218,275千円 【令和6年度:14,539千円、令和7年度:203,736千円】 ○森ノ宮待機所設置業務委託:139,762千円 【令和6年度:3,289千円、令和7年度:136,473千円】 <p><債務負担行為の設定:令和6～7年度 1,607,349千円></p>

○事件議決案

番号	件名	概要
1	工事請負契約締結の件 (大阪府立体育会館電気設備改修工事)	大阪府立体育会館電気設備改修工事請負契約 契約金額 8億2,830万円 請負者 栗原工業株式会社
2	工事請負契約変更の件 (大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事)	大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事請負契約 (令和4年10月26日議決) 契約金額 10億4,500万円 →11億136万1,800円 請負者 株式会社藤木工務店
3	大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	大阪府立交野支援学校四條畷校において発生した通学等バスの介助員の負傷事案に関して、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

○条例案

番号	件名	概要
1	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等一部改正の件	<p>国家公務員について、いわゆるフレックスタイム制度が拡充されること等を踏まえ、条例において同趣旨の規定を追加する等の改正を行う。</p> <p>[主な改正内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則全ての職員について、職員の申告を経て、任命権者が公務の運営に支障がないと認める場合に週休日以外に勤務時間を割り振らない日を設けることができることとする。 育児短時間勤務職員について、勤務時間を午前5時から割り振ることができることとする。 <p>施行日：令和7年1月1日</p> <p>[関係条例]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 職員の給与に関する条例 職員の育児休業等に関する条例 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

2	大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例の件	<p>税が課される宿泊に係る宿泊料金の下限を引き下げる等の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <p>1 宿泊税が課される宿泊に係る宿泊料金の下限を引き下げる。</p> <p>〔改正前〕 1人1泊7,000円 〔改正後〕 1人1泊5,000円</p> <p>2 宿泊税の税率を引き上げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊料金が1人1泊15,000円未満の宿泊 〔改正前〕 100円 〔改正後〕 200円 ・ 宿泊料金が1人1泊15,000円以上20,000円未満の宿泊 〔改正前〕 200円 〔改正後〕 400円 ・ 宿泊料金が1人1泊20,000円以上の宿泊 〔改正前〕 300円 〔改正後〕 500円 <p>施行日：規則で定める日</p> <p>3 修学旅行生等に対する宿泊税を免除する旨の規定を追加する。</p> <p>施行日：令和7年11月1日</p>
3	大阪府立学校条例の一部を改正する条例の件	<p>府立高等学校再編整備計画に基づき、大阪府立東大阪みらい工科高等学校を設置する。</p> <p>施行日：令和7年1月1日</p>
4	大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件	<p>公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、府立学校の学校医等の公務災害に係る補償基礎額を改正する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

第 号議案

工事請負契約締結の件

大阪府立体育会館電気設備改修工事請負契約を次のとおり締結する。

令和6年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

契約金額 828,300,000円

請負者 住所 大阪市北区南森町一丁目4番24号

名称 栗原工業株式会社 代表取締役社長 横 井 正 温

第 号議案

工事請負契約変更の件

令和4年10月26日議決に係る大阪府立中之島図書館書庫棟改築その他工事請負契約の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

令和6年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

契約金額 変更前 1,045,000,000円

変更後 1,101,361,800円

請負者 住所 大阪府中央区備後町一丁目7番10号

名称 株式会社藤木工務店 取締役常務執行役員大阪本店長 岡 持 博 久

第 号議案

大阪府立交野支援学校四條畷校における通学等バスの介助員の負傷事故に関する損害賠償の額の決定及び和解の件

令和4年10月4日大阪府立交野支援学校四條畷校において発生した通学等バスの介助員の負傷事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定し、民法（明治29年法律第89号）第695条の規定により和解する。

令和6年9月19日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

1 損害賠償の額 894,728円

2 和解の相手方及び内容

相手方住所	氏名	内 容
枚方市	嘉柳 四子	1 大阪府は、相手方に対し、大阪府立交野支援学校四條畷校において発生した通学等バスの介助員の負傷事故（以下「本件」という。）に関する損害賠償金として、金894,728円の支払義務があることを認める。 2 大阪府は、相手方に対し、本和解成立から3週間以内に、1の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。 3 相手方と大阪府は、本件に関し、1及び2に定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年大阪府条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(週休日及び勤務時間の割振り等)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日(第四項及び次条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定によるものを除く。))をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び前項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。)ごとの期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように、第一項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第三条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 任命権者は、職員(人事委員会規則で定める職員及び前項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。)について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会規則で定める期間(以下「単位期間」という。)ごとの期間につき前条第一項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>51 任命権者は、次に掲げる職員(育児短時間勤務職員等を除く。)について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て単位期間ごとの期間につき第一項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条第</p>

(週休日の振替等)

第四条 任命権者は、職員に前条第一項又は第三項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項から第四項までの規定により勤務時間が割り振られた日(以下この項において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の規定は、職員に前条第四項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。

(休憩時間)

第五条 (略)

2 任命権者は、次に掲げる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- 一 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要があるとき
- 二 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき
- 三 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき

一項に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

一 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七条の二第一項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七條第一項第三号の規定により同法第六條の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。)の養育又は配偶者等(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者をいう。第八條第五項において同じ。)の介護をする職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

二 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として人事委員会規則で定めるもの

(週休日の振替等)

第四条 任命権者は、職員に前条第一項、第三項又は第五項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同条第二項から第五項までの規定により勤務時間が割り振られた日(以下この条において「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち三時間四十五分若しくは四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該三時間四十五分若しくは四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

(休憩時間)

第五条 (略)

2 任命権者は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところによるときは、前項の休憩時間を一斉に与えることを要しない。

(時間外勤務代休時間)
 第六条の二 任命権者は、職員の給与に関する条
 例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給
 与条例」という。)第二十一条第五項の規定に
 より時間外勤務手当を支給すべき職員に対し
 て、人事委員会規則の定めるところにより、当
 該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置
 の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休
 時間」という。)として、人事委員会規則で定
 める期間内にある第三条第二項から第四項ま
 で、第四条又は第八条第一項の規定により勤務
 時間が割り振られた日(以下「勤務日等」とい
 う。)(第九条第二項に規定する休日及び第十条
 第一項に規定する代休日を除く。)に割り振ら
 れた勤務時間の全部又は一部を指定すること
 ができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間
 外勤務の制限)

第八条 任命権者は、第三条第二項から第四項ま
 で又は第四条の規定により勤務時間を割り振
 る場合において、小学校就学の始期に達しない
 子(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八
 百十七条の二第一項の規定により職員が当該
 職員との間における同項に規定する特別養子
 縁組の成立について家庭裁判所に請求した者
 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係
 属している場合に限る。)であつて、当該職員
 が現に監護するもの、児童福祉法(昭和二十二
 年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号
 の規定により同法第六条の四第二号に規定す
 る養子縁組里親である職員に委託されている
 児童その他これらに準ずる者として人事委員
 会規則で定める者を含む。以下同じ。)のある
 職員(職員の配偶者で当該子の親であるもの
 が、深夜(午後十時から翌日の午前五時まで
 の間をいう。以下この項及び次項において同じ。
)において常態として当該子を養育することが
 できるものとして人事委員会規則で定める者
 に該当する場合における当該職員を除く。以下
 この項及び次項において同じ。)が、人事委員
 会規則で定めるところにより、当該子を養育す
 るために請求をしたときは、公務の正常な運営
 を妨げる場合を除き、当該請求をした職員につ
 いては、深夜以外の時間において当該勤務時間
 を割り振るものとする。

5 第一項から前項までの規定は、配偶者(届出
 をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ
 る者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の
 父母その他人事委員会規則で定める者で負
 傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに
 支障があるもの(以下「被介護人」という。)
 を介護する職員について準用する。この場合
 において、第一項中「小学校就学の始期に達し
 ない子(民法(明治二十九年法律第八十九号)
 第八百十七条の二第一項の規定により職員が

(時間外勤務代休時間)
 第六条の二 任命権者は、職員の給与に関する条
 例(昭和四十年大阪府条例第三十五号。以下「給
 与条例」という。)第二十一条第五項の規定に
 より時間外勤務手当を支給すべき職員に対し
 て、人事委員会規則の定めるところにより、当
 該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置
 の対象となるべき時間(以下「時間外勤務代休
 時間」という。)として、人事委員会規則で定
 める期間内にある第三条第二項から第五項ま
 で、第四条又は第八条第一項の規定により勤務
 時間が割り振られた日(以下「勤務日等」とい
 う。)(第九条第二項に規定する休日及び第十条
 第一項に規定する代休日を除く。)に割り振ら
 れた勤務時間の全部又は一部を指定すること
 ができる。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間
 外勤務の制限)

第八条 任命権者は、第三条第二項から第五項ま
 で又は第四条の規定により勤務時間を割り振
 る場合において、小学校就学の始期に達しない
 子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ
 るものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時
 までの間をいう。以下この項及び次項において
 同じ。)において常態として当該子を養育する
 ことができるものとして人事委員会規則で定
 める者に該当する場合における当該職員を除
 く。以下この項及び次項において同じ。)が、
 人事委員会規則で定めるところにより、当該子
 を養育するために請求をしたときは、公務の正
 常な運営を妨げる場合を除き、当該請求をした
 職員については、深夜以外の時間において当該
 勤務時間を割り振るものとする。

5 第一項から前項までの規定は、配偶者等で負
 傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支
 障があるもの(以下「被介護人」という。)を
 介護する職員について準用する。この場合にお
 いて、第一項中「小学校就学の始期に達しない
 子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であ
 るものが、深夜(午後十時から翌日の午前五時
 までの間をいう。以下この項及び次項において
 同じ。)において常態として当該子を養育する
 ことができるものとして人事委員会規則で定

当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。以下同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

（任命権者等の読替へ）

第二十条（略）

（略）	（略）
第三条第四項、 第四条第一項	（略）
（略）	（略）

める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、「深夜以外」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。次項において同じ。）以外」と、第二項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、第三項中「三歳に満たない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該被介護人を介護する」と、前項中「小学校就学の始期に達しない子のある職員」とあるのは「被介護人のある職員」と、「当該子を養育する」と読み替えるものとする。

（任命権者等の読替へ）

第二十条（略）

（略）	（略）
第三条第四項及 び第五項、第四 条	（略）
（略）	（略）

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給料の支給方法）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2―5（略）</p> <p>6 第三項又は第四項の規定により給料を支給</p>	<p>（給料の支給方法）</p> <p>第九条（略）</p> <p>2―5（略）</p> <p>6 第三項又は第四項の規定により給料を支給</p>

する場合であつて、月の一日から支給するとき以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外
のときは、その給料額は、その月の現日数か
ら勤務時間条例第三条第一項及び第三項並び
に第四条第一項の規定により定められた週休
日並びに第三条第四項及び第四条第二項にお
いて読み替へて準用する同条第一項の規定に
基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合
計日数を差し引いた日数を基礎として日割り
によつて計算する。

7 (略)

(時間外勤務手当)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第
四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第
三条第二項から第四項までの規定により割り
振られた一週間の勤務時間(以下この条におい
て「割振り変更前の勤務時間」という。)を超
えて勤務することを命ぜられた職員には、割振
り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間
(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対
して、勤務一時間につき、第二十七条に規定す
る勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五
から百分の五十までの範囲内で人事委員会規
則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務
手当として支給する。ただし、育児短時間勤務
職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期
付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間
を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割
振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間
四十五分に達するまでの間の勤務については、
この限りでない。

5 第二項(第三項の規定により読み替へて適用
する場合を含む。)及び前項の規定にかかわら
ず、正規の勤務時間以外の時間に勤務すること
を命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした
勤務(勤務時間条例第三条第一項及び第三項並
びに第四条第一項の規定に基づく週休日又は
第三条第四項及び第四条第二項において読み
替へて準用する同条第一項の規定に基づく勤
務時間を割り振らない日における勤務のうち
人事委員会規則で定めるものを除く。以下同
じ。)の時間及び割振り変更前の勤務時間を超
えてした勤務の時間(人事委員会規則で定める
時間を除く。)が一箇月について六十時間を超
えた職員には、その六十時間を超えて勤務した
全時間に対して、勤務一時間につき、第二十七
条に規定する勤務一時間当たりの給与額に、次
の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に
定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当
として支給する。

1・2 (略)

6・7 (略)

(休日勤務手当)

第二十二条 (略)

1 (略)

2 勤務時間条例第三条第一項又は第三項の

する場合であつて、月の一日から支給するとき
以外
のとき、又は月の末日まで支給するとき以外
のときは、その給料額は、その月の現日数か
ら勤務時間条例第三条第二項、第三項及び第五
項並びに第四条の規定により定められた週休
日の日数を差し引いた日数を基礎として日割
りによつて計算する。

7 (略)

(時間外勤務手当)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定にかかわらず、勤務時間条例第
四条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第
三条第二項から第五項までの規定により割り
振られた一週間の勤務時間(以下この条におい
て「割振り変更前の勤務時間」という。)を超
えて勤務することを命ぜられた職員には、割振
り変更前の勤務時間を超えて勤務した全時間
(人事委員会規則で定める時間を除く。)に対
して、勤務一時間につき、第二十七条に規定す
る勤務一時間当たりの給与額に百分の二十五
から百分の五十までの範囲内で人事委員会規
則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務
手当として支給する。ただし、育児短時間勤務
職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期
付短時間勤務職員が割振り変更前の勤務時間
を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割
振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間
四十五分に達するまでの間の勤務については、
この限りでない。

5 第二項(第三項の規定により読み替へて適用
する場合を含む。)及び前項の規定にかかわら
ず、正規の勤務時間以外の時間に勤務すること
を命ぜられ、正規の勤務時間以外の時間にした
勤務(勤務時間条例第三条第一項、第三項及び
第五項並びに第四条の規定に基づく週休日に
おける勤務のうち人事委員会規則で定めるも
のを除く。以下同じ。)の時間及び割振り変更
前の勤務時間を超えてした勤務の時間(人事委
員会規則で定める時間を除く。)が一箇月につ
いて六十時間を超えた職員には、その六十時間
を超えて勤務した全時間に対して、勤務一時間
につき、第二十七条に規定する勤務一時間当た
りの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に
応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を
時間外勤務手当として支給する。

1・2 (略)

6・7 (略)

(休日勤務手当)

第二十二条 (略)

1 (略)

2 勤務時間条例第三条第一項、第三項又は第

規定により毎々曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日が勤務時間条例第三条第三項及び第四条第一項の規定により定められた週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十四条の二 管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項及び第三項並びに第四条第一項の規定により定められた週休日若しくは第三条第四項及び第四条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づき勤務時間を割り振らない日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

2 | 4 (略)

五項の規定により毎々曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日が勤務時間条例第三条第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日に当たるときは、人事委員会規則で定める日

2 (略)

(管理職員特別勤務手当)

第二十四条の二 管理職員特別勤務手当は、第十一条第一項に規定する人事委員会規則で指定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第三条第一項、第三項及び第五項並びに第四条の規定により定められた週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合に当該職員に対して支給する。

2 | 4 (略)

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第三条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大阪府条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務時間条例第三条第四項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、週休日以外の日において一日につき午前五時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。</p>	<p>(育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 勤務時間条例第三条第四項の規定の適用を受ける職員 日曜日及び土曜日を週休日とし、又は日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、四週間ごとの期間（育児短時間勤務をしようとする期間の全てを四週間ごとに区分することができない場合にあつては、人事委員会規則で定めるところにより、当該育児短時間勤務をしようとする期間を一週間、二週間、三週間又は四週間に区分した各期間）につき一週間当たりの勤務時間が十九時間二十五分、十九時間三十五分、二十三時間十五分又は二十四時間三十五分となるように、かつ、一日につき午前七時から午後十時までの間において人事委員会規則で定める時間以上勤務すること。</p>

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年大阪府条例第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第七条（略） 2―4（略） 5 勤務時間条例第三条第二項から第四項まで、 第四条、第六条の二及び第十条の規定は、第二 項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p>	<p>（第一号任期付研究員の裁量による勤務） 第七条（略） 2―4（略） 5 勤務時間条例第三条第二項から第五項まで、 第四条、第六条の二及び第十条の規定は、第二 項の第一号任期付研究員には、適用しない。</p>

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府宿泊税条例の一部を改正する条例

第一条 大阪府宿泊税条例（平成二十八年大阪府条例第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(免税点) 第五条 宿泊税は、宿泊料金(宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。)が一人一泊五千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。</p> <p>(税率) 第六条 (略) 一 一万五千円未満のもの 二百円 二 一万五千円以上二万円未満のもの 四百円 三 二万円以上のも 五百円</p> <p>(特別徴収義務者としての登録等) 第十一条 第九条第一項の特別徴収義務者(第五条に規定する宿泊料金が一人一泊について五千円以上となる宿泊がないホテル等(以下「登録義務免除対象ホテル等」という。)の特別徴収義務者を除く。)はホテル等の経営を開始しようとする日前五日までに、第九条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、ホテル等ごとに、当該ホテル等における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。 2 - 12 (略)</p>	<p>(免税点) 第五条 宿泊税は、宿泊料金(宿泊の対価として支払うべき金額であつて規則で定めるものをいう。以下同じ。)が一人一泊七千円未満の宿泊に対しては、これを課さない。</p> <p>(税率) 第六条 (略) 一 一万五千円未満のもの 百円 二 一万五千円以上二万円未満のもの 二百円 三 二万円以上のも 三百円</p> <p>(特別徴収義務者としての登録等) 第十一条 第九条第一項の特別徴収義務者(第五条に規定する宿泊料金が一人一泊について七千円以上となる宿泊がないホテル等(以下「登録義務免除対象ホテル等」という。)の特別徴収義務者を除く。)はホテル等の経営を開始しようとする日前五日までに、第九条第二項の規定により指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から十日以内に、ホテル等ごとに、当該ホテル等における特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。 2 - 12 (略)</p>

第二条 大阪府宿泊税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 (略)</p> <p>(課税免除) 第五条の二 <u>次に掲げる者のホテル等における宿泊が行われた場合には、第四条の規定にかかわらず、その宿泊者に対しては、宿泊税を課さない。</u> 一 <u>学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。)の幼児、児童、生徒又は学生であつて、当該学校が主催する修学旅行(学習指導要領に定める学校行事その他これに準ずるものを含む。以下「修学旅行等」</u></p>	<p>第五条 (略)</p>

- 二 学校(学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。))の生徒であつて、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの
- 三 次に掲げる施設の幼児であつて、当該施設が主催する修学旅行等に参加しているもの
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)
 - ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下「保育所」という。)
 - ハ 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)を行う施設
 - ニ 児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設(以下「認可外保育施設」という。)
- 四 前三号に規定する学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者

附 則

- 1―7 (略)
- (二千二十五年日本国際博覧会の開催に伴う課税免除)
- 8 (略)
 - 一 学校の幼児、児童、生徒又は学生であつて、当該学校が主催する修学旅行等に参加しているもの
 - 二 高等専修学校の生徒であつて、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの
 - 三 (略)
 - イ 幼保連携型認定こども園
 - ロ 保育所
 - ハ 家庭的保育事業等を行う施設
 - ニ 認可外保育施設

- といるもの)に参加しているもの
- 二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。))の生徒であつて、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの
- 三 次に掲げる施設の幼児であつて、当該施設が主催する修学旅行等に参加しているもの
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)
 - ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所(以下「保育所」という。)
 - ハ 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)を行う施設
 - ニ 児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設(以下「認可外保育施設」という。)
- 四 前三号に規定する学校、高等専修学校又は施設が主催する修学旅行等の引率者

附 則

- 1―7 (略)
- (二千二十五年日本国際博覧会の開催に伴う課税免除)
- 8 (略)
 - 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。以下「学校」という。))の幼児、児童、生徒又は学生であつて、当該学校が主催する修学旅行(学習指導要領に定める学校行事その他これに準ずるものを含む。以下「修学旅行等」という。))に参加しているもの
 - 二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程に係るものに限る。以下「高等専修学校」という。))の生徒であつて、当該高等専修学校が主催する修学旅行等に参加しているもの
 - 三 (略)
 - イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園
 - ロ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所
 - ハ 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設
 - ニ 児童福祉法第五十九条の二の規定による届出をした認可外保育施設

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第五項の規定 公布の日
 - 二 第一条、次項及び附則第四項の規定 規則で定める日
 - 三 第二条及び附則第三項の規定 令和七年十一月一日

(適用区分)

- 2 第一条の規定による改正後の大阪府宿泊税条例（以下「新条例」という。）の規定は、前項第二号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後における旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（以下「ホテル等」という。）における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。
- 3 第二条の規定による改正後の大阪府宿泊税条例の規定は、附則第一項第三号に掲げる規定の施行の日以後におけるホテル等における宿泊に対して課すべき宿泊税について適用する。

(経過措置)

- 4 施行日において現に第一条の規定による改正前の大阪府宿泊税条例第十一条第一項に規定する登録義務免除対象ホテル等（同条例第五条に規定する宿泊料金が一人一泊について五千円以上となる宿泊がないホテル等を除く。以下「旧登録義務免除対象ホテル等」という。）を經營している者については、施行日に旧登録義務免除対象ホテル等の經營を開始するものとみなして、新条例第十一条第一項の規定を適用する。
- 5 旧登録義務免除対象ホテル等に係る宿泊税の特別徴収義務者の指定並びに登録の申請、登録及び証票の交付は、施行日前においても、新条例第九条第二項並びに第十一条第一項（前項の規定が適用される場合を含む。）及び第三項から第五項までの規定の例により行うことができる。

大阪府条例第 号

大阪府立学校条例の一部を改正する条例

大阪府立学校条例（平成二十四年大阪府条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）		別表第二（第三条関係）	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
大阪府立布施工科高等学校	(略)	大阪府立布施工科高等学校	(略)
大阪府立東大阪みらい工科高等学校	東大阪市西鴻池町二丁目		
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この条例は、令和七年一月一日から施行する。

